

住民票・戸籍・印鑑登録証明書等交付申請書

※窓口にて本人確認の書類をご提示願います。官公庁発行の写真入りの書類（例：運転免許証）以外は確認書類を2点ご提示下さい。（例：保険証と年金手帳）

①	窓口に来た方	住所 桜川市 電話番号 ()	氏名	生年月日 西暦・大・昭・平・令 年 月 日
---	--------	--------------------	----	--------------------------

②住民票の写しなどの証明書

住所	<input type="checkbox"/> ①の住所と同じ 桜川市
必要な人の氏名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（下記に記入）
生年月日	西暦・大・昭・平・令 年 月 日

③戸籍に関する証明書

本籍	<input type="checkbox"/> ①の住所と同じ 桜川市
筆頭者氏名	
必要な人の氏名	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（下記に記入）
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

④印鑑登録証明書

※必ず印鑑登録証（カード）を提示してください。
代理人による申請でも委任状は必要ありません。

本人	登録番号	通
窓口に来た方以外	登録番号	通
	住所	<input type="checkbox"/> ①の住所と同じ 桜川市
	氏名	
生年月日	西暦・大・昭・平・令 年 月 日	

必要な住民票の写しなど	<input type="checkbox"/> 住民票謄本（世帯全員）	通
	<input type="checkbox"/> 住民票抄本（個人）	通
	<input type="checkbox"/> 住民票（世帯一部）	通
	<input type="checkbox"/> 住民票除票	通
	住民票に記載が必要な事項	<p>本籍・続柄 等の記載 ★必ず提出先にご確認ください★</p> <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <small>※本籍や続柄の記載が必要な場合、チェックしてください。チェックがない場合、記載されません。</small> <input type="checkbox"/> 住民票コード(11桁)* <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー、12桁)*
	免【 】*	
	<input type="checkbox"/> 軽自動車住所証明書	通
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	通
	<input type="checkbox"/> 不在住/不在籍証明	通
	<input type="checkbox"/> 閲覧	通
<input type="checkbox"/> その他 ()	通	

必要な戸籍に関する証明書	全部（謄本）	個人・一部（抄本）	
	<input type="checkbox"/> 戸籍	通	通
	<input type="checkbox"/> 除籍	通	通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	通	通
	<input type="checkbox"/> 出生～死亡まで	セット	
	<input type="checkbox"/> 死亡記載	通	通
	<input type="checkbox"/> その他	通	通
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	全員 通	個人 通
	<input type="checkbox"/> 身分証明書 免【 】	通	通
	<input type="checkbox"/> 独身証明書 免【 】	通	通
<input type="checkbox"/> 受理証明書 () 届			
届出日 (年 月 日)	通		
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し※1 《保険証書等を確認致します》			
死亡日 (年 月 日)	通		

委任状

※必ず委任者本人が自署してください※

私は①を代理人と定め、()の
住民票・戸籍・身分証明書・()を交付
申請及び受領することを委任します。
令和 年 月 日

住所

氏名 (印)

生年月日 西暦・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号

※委任状を偽造（委任者の同意なく委任者以外の方が委任状を作成）、または偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪で刑事罰の対象となり（刑法159条、161条）、また損害賠償責任を負う場合があります。

申請理由 *	提出先 *
--------	-------

◎偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられることがあります。（住民基本台帳法第52条、戸籍法第133条）

◎使い道がプライバシーの侵害になるような不当な目的によるものであるときは、請求に応じられません。（住民基本台帳法第20条第5項、戸籍法第10条）

裏面もお読み下さい